

対 象 事 業

別表

事業の分類	対象事業
1 食料品製造業	全業種対象
2 繊維工業	全業種対象
3 木材・木製品製造業（家具を除く）	造作材・合板・建築用組立材料製造業、木製容器製造業（竹、とうを含む）、その他の木製品製造業（竹、とうを含む）
4 家具・装備品製造業	全業種対象
5 パルプ・紙・紙加工品製造業	加工紙製造業、紙製品製造業、紙製容器製造業、その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
6 印刷・同関連業	全業種対象
7 化学工業	医薬品製造業、化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業、その他の化学工業〔香料製造業、ゼラチン・接着剤製造業、写真感光材料製造業、他に分類されない化学工業製品製造業〕
8 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	全業種対象
9 なめし革・同製品・毛皮製造業	工業用革製品製造業（手袋を除く）、革製履物用材料・同付属品製造業、革製履物製造業、革製手袋製造業、かばん製造業、袋物製造業、毛皮製造業、その他のなめし革製品製造業
10 鉄鋼業	鉄素形材製造業、その他の鉄鋼業
11 非鉄金属製造業	電線・ケーブル製造業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業〔他に分類されない非鉄金属製造業〕
12 金属製品製造業	全業種対象
13 はん用機械器具製造業	全業種対象
14 生産用機械器具製造業	全業種対象
15 業務用機械器具製造業	全業種対象
16 電子部品・デバイス・電子回路製造業	全業種対象
17 電気機械器具製造業	全業種対象
18 情報通信機械器具製造業	全業種対象
19 輸送用機械器具製造業	全業種対象

20 その他の製造業	貴金属・宝石製品製造業、装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業（貴金属・宝石製を除く）、楽器製造業、がん具・運動用具製造業、ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業、漆器製造業、畳等生活雑貨製品製造業、他に分類されない製造業
21 道路貨物運送業	全業種対象
22 倉庫業	全業種対象
23 各種商品卸売業	全業種対象 ※店舗の用途に供するものを除く
24 繊維・衣服等卸売業	全業種対象 ※店舗の用途に供するものを除く
25 飲食料品卸売業	全業種対象 ※店舗の用途に供するものを除く
26 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	全業種対象 ※店舗の用途に供するものを除く
27 機械器具卸売業	全業種対象 ※店舗の用途に供するものを除く
28 その他の卸売業	全業種対象 ※店舗の用途に供するものを除く
29 各種商品小売業	全業種対象 ※店舗の用途に供するものを除く
30 織物・衣服・身の回り品小売業	全業種対象 ※店舗の用途に供するものを除く
31 飲食料品小売業	全業種対象 ※店舗の用途に供するものを除く
32 機械器具小売業	全業種対象 ※店舗の用途に供するものを除く
33 その他の小売業	家具・建具小売業、じゅう器小売業、医薬品・化粧品小売業、農耕用品小売業、燃料小売業〔燃料小売業（ガソリンスタンドを除く）〕、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業、写真機・時計・眼鏡小売業、他に分類されない小売業 ※店舗の用途に供するものを除く
34 洗濯・理容・美容・浴場業	洗濯業 ※洗濯物取次業を除く
35 自動車整備業	全業種対象 ※自動車タイヤ整備を除く
36 機械等修理業	機械修理業（電気機械器具を除く）、電気機械器具修理業
37 研究開発に係る事業	団地内操業環境の悪化の恐れのあるものは除く
38 その他、市長が別に定めるもの	

※ 37、38 を除き、事業の分類は日本標準産業分類を準用する。